

外債担保ローン



外債担保ローン

お客様がお持ちの外国債券を担保にご融資いたします。保有資産を有効活用した資金調達が可能となります。

サービスの特長

- ・迅速な審査を行います。
- ・外国債券を担保として、日本円でのお借入れが可能です。
- ・資金使途は原則問いません。
- ・利付債を担保とした場合は、利息はお客様に帰属いたします。

サービスの概要

Aタイプ(先進国通貨建て債券)		Bタイプ(新興国通貨建て債券)
ご利用対象者		20歳以上の国内に居住されている個人または国内法人
貸主		三田証券株式会社（登録番号：東京都知事（7）第27088号）
ご融資額		(個人の場合) 500万円～2億円 ※2億円超は別途ご相談 (法人の場合) 500万円～3億円 ※3億円超は別途ご相談
ご契約期間		原則1年以内 (返済回数：原則12回以内) ※お客様のご希望により借換更新可能です。但し、当社の審査によりお断りする場合もございます。
ご融資利率(年率)		1.8%～14.0%
担保掛け目		70%以下
最終担保維持率		60%
受け入れ担保有価証券		米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、カナダドルのいずれかの通貨建て債券 ・発行体の格付けが、S&PにてBBB-以上またはMoody'sにてBaa3以上 ・担保受け入れ時において、外国債券の残存期間が1年超
担保		譲渡担保としてお預かりします。
担保設定手数料		担保設定の都度、1銘柄あたり3,300円（税込）
担保解除手数料		担保解除の都度、1銘柄あたり3,300円（税込）
遅延損害金(年率)		14.0%
保証人		原則不要
利息のお支払い方法		原則6ヶ月毎、後払い
返済方法		ご契約期間内で一括返済、元金均等返済、元利均等返済、自由返済いずれも可
資金使途		原則、資金使途に制約はございません。
当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関		当社が加盟する信用情報機関：株式会社日本信用情報機構 当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター、株式会社シー・アイ・シー
当社が契約する資金業務に係る指定紛争解決機関		日本貸金業協会、貸金業相談・紛争解決センター
契約時必要書類		(個人の場合) ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証写し等) 1通 ・印鑑証明書(3ヶ月以内に発行されたもの) 1通 ・住民票(3ヶ月以内に発行されたもの) 1通 ・当社口座開設関連書類一式(当社に証券口座がない場合) ※審査により必要に応じて追加書類をご提出いただく場合があります。
		(法人の場合) ・現在事項全部証明書(3ヶ月以内に発行されたもの) 1通 ・印鑑証明書(3ヶ月以内に発行されたもの) 1通 ・担当者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証写し等) 1通 ・当社口座開設関連書類一式(当社に証券口座がない場合) ・保証人の本人確認書類(同上)(保証人が必要な場合) ※審査により必要に応じて追加書類をご提出いただく場合があります。

実行までのフロー

お問い合わせ

お取引をご希望されるお客様は当社までお問い合わせください。その際、「お客様に関する情報」「ご希望される融資金額・期間」「担保の明細」「その他ご要望」を担当者にお伝えいただければ審査時間が短縮できます。

お申し込み

【個人の場合】
『借入申込書』
『個人信用情報の提供、登録、使用に関する同意書』
『本人確認書類』
『個人情報取扱いに関する同意書』を
ご提出いただきます。

【法人の場合】

『借入申込書』
『確認書類(現在事項全部証明書等)』
『決算書(財務諸表)』
『個人情報取扱いに関する同意書(取引担当者)』を
ご提出いただきます。

審査

上記書類をご提出いただいた後、当社にて融資に係る審査を行い、審査結果をご連絡させていただきます。

契約締結前交付書面の 交付・説明

融資に係る契約の内容を説明する書面を交付いたします。内容をご理解いただいた後、ご契約となります。

証券口座の開設・契約

外債担保ローンをご利用にあたり、当社の証券口座を開設していただく必要があります。また、担保として差し入れる外国債券が他社の保護預りとなっている場合には、ユーロクリアを通じて当社に移管していただきます。ご契約時には、法人の場合は『印鑑証明書』、個人の場合は『住民票』、『印鑑証明書』をご提出いただき、『有価証券譲渡担保契約書』を差し入れていただきます。

融資実行

『金銭消費貸借契約書』を差し入れていただき、融資を実行いたします。

【ご注意】

- 当社は、お客様から同意書を受入れたうえで、当社が加盟する信用情報機関にお客様の個人信用情報を提供するとともに、当社が加盟する信用情報機関からお客様の個人信用情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査いたします。また、当社が加盟する信用情報機関と当該機関と提携する信用情報機関は、それぞれが保有する個人信用情報を相互に提供し、当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員はお客様の個人信用情報を入手したうえでこれをお客様の返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。
- ご契約に関しましては契約締結前交付書面の内容を十分ご理解いただいたうえで、ご契約いただきます。なお、ご不明な点がございましたら、融資担当者までお気軽にお問い合わせください。
- お取引の特殊性により、個別契約の内容が「商品概要」に記載された内容と異なる場合がございます。
- ご融資にかかる契約書の押印はすべて実印でお願いいたします。
- 元利金の返済が滞った場合や、担保割れになったにもかかわらず、その状況が改善されない場合等により期限の利益を喪失したときは、お客様からお預かりした担保有価証券を処分させていただきます。なお、処分の方法および価格等は当社が任意で決定し処分を行い、借入金や未払利息・遅延損害金の返済に充当させていただきます。担保処分による精算後、なお残債務があるときは当該金銭を直ちにお支払いいただくとともに、余分が生じたときは速やかにご返金いたします。

お申し込み・お問い合わせ

当社担当者に直接お電話・メールを頂くか、当社ホームページよりお申し込み、お問い合わせをお願いいたします。その際、「お客様に関する情報」「ご希望される融資金額・期間」「担保の明細」「その他ご要望」を担当者にお伝えいただければ審査時間が短縮できます。

電話番号 03-3666-0039

Mail qa@mitasec.com

WEBサイト <https://mitasec.com>

トップページの「Contact Us ~ on lineお問い合わせフォーム」をクリックして、所定の事項とお問い合わせ内容をご記入の上、送信してください。

会社概要

商号	三田証券株式会社 (Mita Securities Co., Ltd.)
登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第175号
	貸金業者 東京都知事（7）第27088号
	宅地建物取引業者 東京都知事（1）第103950号
設立年月	不動産特定共同事業 金融庁長官・国土交通大臣第76号 昭和24年(1949年)7月
資本金	5億円
代表者	代表取締役社長 三田 邦博

所在地	東京本社 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3番11号
加入金融商品取引所	大阪支店 〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
加入協会	シンガポール支店 105 Cecil Street #24-02, The Octagon, Singapore 069534
指定紛争解決機関	東京証券取引所、大阪取引所
	日本証券業協会 日本貸金業協会

所在地	東京本社 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3番11号
加入金融商品取引所	大阪支店 〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
加入協会	シンガポール支店 105 Cecil Street #24-02, The Octagon, Singapore 069534
指定紛争解決機関	東京証券取引所、大阪取引所
	日本証券業協会 日本貸金業協会
	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
	(金商) 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	(貸金) 日本貸金業協会、貸金業相談・紛争解決センター

当社が取り扱っている商品・サービス等(以下「商品等」という。)をご利用頂く際には、各商品等に所定の手数料・諸費用等(以下「手数料等」という。)をご負担頂く場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。なお、取引の形態や内容によって各々の取引の条件が異なってくるため、一般的なサービスの概要を説明した本資料には手数料等や個別取引のリスクを記載できておりません。各商品等にかかる手数料等及びリスクについては、契約締結前交付書面、目論見書その他説明書類(以下「説明書類等」という。)を十分にご確認下さい。投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。